

自治会法人松葉町自治会館管理運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、自治会法人松葉町自治会規約第2条に規定する目的を遂行するため、その拠点となる自治会館の管理運営について、必要な事項を定める。

(名称及び所在地)

第2条 自治会館の名称を自治会法人松葉町自治会館(以下「会館」という。)と称し、所在地を相模原市中央区陽光台2丁目2番21号とする。

(管理運営)

第3条 会館の管理及び運営は、自治会法人松葉町自治会(以下「自治会」という。)が行う。

2 管理責任者は、会館管理部長とする。

(経費)

第4条 会館の運営は、会費、寄付金及びその他の収入を充てる。

(会計及び監査)

第5条 会館会計は、一般会計とは別とし、自治会の会計が会計事務を行うものとする。

2 会計事務には、自治会法人松葉町自治会会計規程を適用する。

3 監査は、自治会の監事が行うものとする。

(使用時間)

第6条 会館の使用時間は、次のとおりとする。

(1) 午前の部 午前8時から午後 0時30分まで

(2) 午後の部 午後1時から午後 5時30分まで

(3) 夜間の部 午後6時から午後10時30分まで

2 午後11時以降の使用について特別の理由がある場合又は緊急時の場合は、管理責任者の許可を得て使用することができる。

(使用条件)

第7条 会館の使用は、賛助会員を含む自治会会員(以下「会員」という。)を原則とし、使用の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 自治会役員会

(2) 各組総会

(3) 自治会内関連団体

(4) 会員

- 2 被災時における緊急避難場所又は会員の冠婚葬祭のため、会館を使用することができる。
- 3 会員以外の使用又は営利行為のある使用の場合は、管理責任者の許可を得なければならない。
- 4 公序良俗に反する使用は、これを認めない。

(使用料)

第8条 会館の使用料は、別表のとおりとする。

- 2 使用料は前納とし、次条に規定する申込みの際に、管理責任者に支払わなければならない。

(使用申込)

第9条 会館を使用する者は、必要事項を所定の申込書に記入のうえ、事前に管理責任者に提出しなければならない。

(使用方法及び使用記録)

第10条 会館の使用方法は、管理責任者が別に定める。

- 2 前条により使用を承認された者は、管理責任者の指示に従い、会館を使用するものとする。
- 3 会館を使用した者は、使用後備え付けの会館使用日誌に必要事項を記入するものとする。

(取消し及び変更)

第11条 緊急事態が生じた場合は、管理責任者の権限により使用の承認を取消し、又は変更することができる。

(清掃)

- 第12条 会館の利用者は、使用後に清掃を行い、会館の維持保全に努めなければならない。
- 2 定期的に行う清掃は、各利用団体が順番により行うものとする。

(備品の貸出し)

第13条 備品の貸出しは、会館運営に支障のない限り無料で行う。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要事項については役員会においてそのつど決定することができる。

別表(第8条関係)

摘 要	使 用 料
自治会役員会、各組総会、自治会内関連団体及び会員の使用	無料
被災時における緊急避難場所のための使用	無料
会員の冠婚葬祭のための使用	1日につき5,000円
非会員又は営利行為のための使用	時間区分ごとに5,000円

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 自治会法人松葉町自治会館管理規則(平成12年4月1日施行)は、廃止する。

ひまわり公園管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、陽光台2丁目公園の管理及び運営について必要な事項を定め、その管理運営を通じ住民のコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

(名称及び所在地)

第2条 陽光台2丁目公園の名称をひまわり公園(以下「公園」という。)と称し、所在地相模原市中央区陽光台2丁目5192番2とする。

(委員会の設置)

第3条 公園の管理及び運営を円滑に行うため、ひまわり公園管理運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の構成)

第4条 委員会に次のとおり、委員長、副委員長及び委員(以下「委員等」という。)を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 委員長 | 1名 |
| (2) 副委員長 | 1名 |
| (3) 委員 | |
| ア 松寿会 | 2名 |
| イ 婦人会 | 2名 |
| ウ 育成会 | 4名 |
| エ ボランティア | 4名 |
| オ 役員 | 2名 |

(委員等の選出)

第5条 委員長は自治会法人松葉町自治会(以下「自治会」という。)会長、副委員長は自治会環境整備部長をもって充てる。

2 委員は、松寿会、婦人会、育成会、ボランティア及び役員(以下「団体等」という。)を代表した者をもって充てる。

(委員等の任務)

第6条 委員等の任務は、次のとおりとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは会務を代行する。
- (3) 委員は、公園の管理及び運営について協議する。

(委員等の任期)

第7条 委員等の任期は1年とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

(委員会の開催)

第8条 委員等による委員会を年1回以上開催する。

2 委員会は、委員長がこれを招集する。

(団体等の業務)

第9条 団体等の業務は、次のとおりとする。

(1) 婦人会及び育成会は、植栽、除草、施肥、散水等の花壇の維持管理、随時の清そ

の他の業務を行う。

(2) ボランティアは、低木及び草花に関すること全般の管理、芝生の維持管理並びに施

設の軽度の補修その他の業務を行う。

(3) 役員は、団体等との連絡調整その他の業務を行う。

(定期清掃)

第10条 公園の管理によるコミュニティづくりとして、各組の役員及び会員の輪番制により、月2回の公園の清掃及び除草を行うものとする。

(ボランティア)

第11条 公園の管理に協力するボランティアは登録制とし、随時にその申し込みを受ける。

(利用上の注意)

第12条 公園の利用者は、他の利用者及び近隣住民の迷惑とならないよう、別に定めるルールとマナーを遵守しなければならない。

(会計)

第13条 公園の管理及び運営に係る経費は、自治会一般会計から支出する。

2 公園の管理に係る相模原市への管理委託料の請求は委員長が行い、自治会一般会計に入金する。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要事項については役員会の承認を経てそのつ

ど決定することができる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則この規則は、平成24年6月29日から施行する。